論点整理表(案)

12 公務員法	制と労働法制の関係				
論点番号	12-(1)	協約締結権が付与される職員に係る労使関係や勤務条件につい 担当委員 諏訪委員			
		て、公務の特殊性を踏まえ、独自の法制度とすべきか。あるいは、			
		民間の労使関係や労働条件を規律する労働組合法	、労働基準法、		
		労働安全衛生法等を、原則として適用すべきか。			
論点			参考資料名	頁	
 1 民間及び公務における勤務条件や労使関係の決定について ※ 公務員の勤務条件の決定や労働基本権と、憲法及び現行法制の関係については 論点1-(1)~(3)で整理したところであるが、以下の観点についても留意する 必要がある。 					
・ 民間企業にあっては、企業活動そのものが利潤を追求する活動であり、従業員の勤務条件(勤労条件)も基本的には企業利益の配分として、企業業績に基づいて決定される。(中略)労働者は勤労基本権に基づき労働組合を結成し、争議権を背景とする団体交渉を通じて使用者との間に団体協約を締結して自己の労働条件を決定することができるものである。		・逐条国家公務 〜262	員法(鹿児島重治他)P. 261	1254	
労働条 憲法 25 等の立 られて なわち 自由に	件の最低基準を法律で 8 条が労働組合を結成 場で行う圧力手段とし 、団体交渉が妥結すれ 、民間の労働条件決定 交渉して決定できると	ジステムは、憲法 27 条 2 項、3 項の要請により、 保障され、それを上回る労働条件設定のために、 し、使用者と団体交渉を行い、これを使用者と対 て団体行動権(典型的にはストライキ権)を与え ば労働協約を締結する権利を保障されている。す ジステムは、法定最低基準を上回る限り、労使が いうものである。 務条件決定システムには、民間の労働関係にはな	ステムの課題	点からみた労働条件設定シ i(荒木尚志)人事行政の課 事院編)P.197〜198	1256

い憲法上の制約原理が働くと解されている。(中略) 第三は、憲法83条「国の 財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」 ことから要請される「財政民主主義」である。判決では、議会によるコントロ ールの必要が、団体交渉による労働条件決定を認めることのできない重要な論 拠とされている。

・ 公務については、公務員は法令に基づき国民全体に奉仕する立場にあり、民 - 逐条国家公務員法(鹿児島重治他) P. 262 | 1254 間企業の従業員の場合の利潤の分配のような勤務条件決定の基準を公務内に 見いだすことは困難である。

また、公務員の給与は税によって賄われるものである以上、その勤務条件は 納税者である国民一般の理解と納得の得られるものである必要がある。さら に、それは公務員たる職員にとっても納得しうるものであり、労働市場におい て公務に必要な人材を確保しうるに十分なものでなければならない。

- ・ 公務員については、憲法 15 条 1・2 項が国民主権の原理の下における公務員 | ・公共部門労働法(三)(菅野和夫) 法曹時 | 1258 の地位と制度の基本理念(公務員はその選定および罷免が国民ないし住民の固 有の権利に属する、国民ないし住民全体の利益の奉仕者であること、したがっ て公務員関係はこのような観点から内容をさだめられるべきこと)を示してお り、これらの規定に基づき憲法 73 条 4 号は右理念に基づく公務員制度(公務 員の勤務関係に関する基準、手続)の法定を要請している。
- ・ 議会制民主主義は、いうまでもなく日本国憲法の基本原理であって、国会の | 最高機関性を定める憲法 41 条に究極的な規定上の根拠を有している。憲法 73 条4号は、内閣の事務として、「法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務 を掌理すること」と挙げている。この規定もまた、議会制民主主義の表われで あり、公務員の勤務条件の決定における国会の優位性を示すものである。

報 35 巻 12 号、昭和 58 年 P. 41

·最高裁判所判例解説刑事篇 昭和 52 年度 1259 (香城敏麿) P.119、121

- ※ 協約締結権が付与される職員に係る勤務条件については、このような民間と 公務の違いを踏まえた上で、民間の労働法制を適用すべきか、公務独自の法制 度とすべきかを判断する必要があるとする考えがある。
- ※ また、公務における労使関係に関する事項について、
 - ・ 在籍専従については、国家公務員には職務専念義務(国公法第101条)が あること
 - 勤務時間中の交渉については、国家公務員には職務専念義務があることや、 給与の減額(一般職給与法)との関係を整理する必要があること※1
 - ・ 交渉のルールについては、各地で不正常な交渉が行われていた実態にかん がみ、昭和40年の地公法第55条改正においては、秩序正しい交渉を確保す |・逐条地方公務員法<第1次改訂版>(橋 | 1261 るため、法律によって交渉のルールを確保することとされたこと

など、民間と公務の違いを踏まえた上で、民間のように労使の交渉・協約によ って決定すべきか、公務独自の法制度を定めるべきかを判断する必要があると する考えがある。

- 2 協約締結権が付与される職員に係る労使関係や勤務条件について、公務の特殊性 を踏まえ、独自の法制度とすべきか。あるいは、民間の労使関係や労働条件を規 律する労働組合法、労働基準法、労働安全衛生法等を、原則として適用すべきか。
 - A案 協約締結権を付与する仕組みについては、民間の労働法制は非現業国家公務 員には適用せず、国家公務員法等により公務独自の法制度とする。

(メリット)

・ 公務員の勤務条件は、憲法の諸原則(第 15 条、第 41 条、第 73 条第 4

※1 現行制度においても適法な交渉は勤務時 間中に行うことができる。

本勇) P.873

号、第83条)によりこれを詳細に法定する必要があるという立場、民 間企業のように利潤の分配を勤務条件決定の要素として公務内に見出 すのは困難であるという立場に立ち、労働条件の最低基準のみを法律で 規定するという民間の労働法制をそのまま適用することはできないと 考える場合、公務独自の規定を多く設ける必要があり、そのような法制 度に整合的である。

- 任用行為等については、民間法制と異なる取扱いとなる部分があること から公務員独自の法制度は必要であり、独自の法とすることで全体の体 系が明確となる。
- 議会制民主主義、財政民主主義、勤務条件法定主義の原則との整合性が 図られる。
- ・ 勤務条件の基本的な構造が法定することにより、国民の理解を得ること が期待できる。
- ・ 労使関係を規律するルールを法定することにより、国民の理解を得るこ とが期待できる。
- 現行の国家公務員制度が基本となると考えられるため、制度移行に伴う 混乱が少ない。

(デメリット・留意事項)

- ・ 労働条件の最低基準を法律で保障し、それを上回る労働条件を労使で自 由に交渉して決定する労働法制の考え方とは異なるものであり、自律的 労使関係を構築するという点で劣る。
- ・ 地方公務員については、原則として労働基準法が適用されていることと |※2 地方公務員について労働基準法などを適用す。 の関係を整理する必要がある。※2
- ・ 独法では利潤の分配といった労働条件決定の要素がないが原則として労 働基準法が適用されていることに留意する必要がある。※3
- 論点5(4)の「現行職員団体制度を前提とした場合」と整合的。

ることとした趣旨は、「日本国憲法第 27 条第 2 項 | 1263 が、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関 する基準は、法律でこれを定める。」と規定してお り、地方公務員法その他の公務員関係法規で労働 基準を定めない限り、労働基準法を適用せざるを

B案(集団的労使関係法について)

協約締結権を付与し自律的な労使関係を構築するという趣旨から、労働組 合、団結権、団体交渉権等の保護の仕組み等については、基本的には労働組 合法を適用する。

紛争調整については、労働関係調整法の内容を基本的に採り入れるものとす る。※4

現業国家公務員と同様に労働組合法等と異なる取扱いとするものについて は、別途(国家公務員法等に)規定することとする。

(労働条件に関する基準を定める法律について)

非現業国家公務員に適用される労働条件について、一般法である労働基準法 等を上回る基準が法定されているのであれば、労働基準法等を適用しない。 協約事項の対象となるのであれば、労働基準法等を適用する。

- ※ 現行制度において、非現業国家公務員については別途の法律で労働基準 が確保されていることから労働基準法等を適用されていないと考えら れる。他方、現業国家公務員については、労働協約で労働条件を定める ことから、最低基準を担保するために労働基準法等の適用がある。した がって、協約事項の範囲をどのように定めるかにより、どの内容につい て労働基準法等を適用するか否か判断することになる。
 - (注) 労働契約に関する規定等、公務の性質上適用できないものはあるが、労働 契約法に規定されている事項であっても、安全配慮義務のように、適正な 労働条件の観点(労働者の保護)から公務員にも適用されてしかるべき内容 については、その内容を国家公務員にも導入するということは考えられる。

(メリット)

・ 労使対等の理念に基づく団体交渉の助成を目的として団結や団体行動の

得なかったからであるといわれている。(橋本勇 「逐条地方公務員法<第1次改訂版>」(橋本勇) P. $965 \sim 966$

国家公務員については、「もっぱら日本国憲法 73条にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定 | 1265 めるもの」(国公法1条2項)としての国公法の他、 「一般職の職員の給与に関する法律」等の職員の 勤務条件に関わる法令と人事院規則によってその 実施について必要な事項がすべて定めるものとさ れていることから、法律に根本基準のみを定める 地公法と異なり、憲法27条2項の要請は満たされ ていると考えられているのであろう。(「なぜ国家 公務員には労働基準法の適用がないのかーあるい は最大判平成17・1・26民集59巻1号128頁の射程| 日本労働研究雑誌No.585 (2009 年 4 月) (渡辺賢) P. 43

- ※3 ただし、独法については、独法通則法等によ る中期的な目標管理、第三者による事後評価、廃 止・民営化を含めた業務・組織全般の定期的見直 し、企業的経営手法による業務・財務運営など一 般の行政機関とは異なる特色があることに留意す る必要がある。
- ※4 現業国家公務員については、労調法は適用 していないが、類似の内容を特労法に規定す るとともに、労調法の一部の規定を準用して

擁護を行う労組法、団体交渉助成の基本政策に立ちつつ、当事者による 紛争解決を援助するための手続を設定する労調法を適用等するもので あり、自律的労使関係を構築するという趣旨に沿うと考えられる。

・ 協約締結権が付与されている現行の現業国家公務員等と同様の仕組みで ある。

(デメリット・留意事項)

- ・ 憲法の諸原則(第15条、第41条、第73条第4号、第83条)により公務員の勤務条件を詳細に法定する必要があるという立場、民間企業のように利潤の分配を勤務条件決定の要素として見出すのは困難であるという立場に立てば、整合性について考慮する必要がある。
- ・ 論点 5(4)の「職員団体制度を廃止した場合」と整合的。

C案(集団的労使関係法について)

労使関係は労働組合法及び労働関係調整法を適用する。

(労働条件に関する基準を定める法律について)

勤務条件の最低基準等は労働基準法等を適用する。(労働法制を適用する)

(メリット)

・ 民間と同じであり、自律的労使関係を構築するという趣旨にふさわしい 仕組みと考えられる。

(デメリット・留意事項)

B案のデメリット・留意事項のほか、

・ 争議権が付与されない場合には、何らかの強制仲裁制度等が必要となる が労働法制にはそうした仕組みがないことから、公務員だけに適用され る特別の条項を設ける必要がある。

なお、団結平等主義、複数組合主義と異なった仕組みをとる場合(論点 5(5)~(7)関連)にも特別の条項を設ける必要があり、労働法制との整 いる。

合性が問題となる可能性がある。

- ・ 現業国家公務員等と異なる仕組みとなることから、現業国家公務員等の 適用関係についても再検討する必要がある。
- ※ 労基法は労働者としての勤務条件の最低基準を設定する性格のものであり、 その内容は強行法規としての効力を有するものであることに留意。(集団的 労使関係法とは性格が異なる。)

【整理】

上記のとおり

論点整理表 (案)

12 公	務員法制と労働法制の関係			
論点番	5号 12-(2)	6(1)の調整は、いかなる機関が担うべきか。【6(2)の再	掲 】 担当委員 諏訪委員	
		(労働委員会か。あるいは、公務員を専管する別の機関が	v 。)	
		① (1)の調整を行うべき機関に必要な性格、専門性は何に	か。	
		② 中央と地方ではどうするか。		
		論 点	参考資料名	頁
担 ※ 計 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	うべきか。 論点 6 (1)①「交渉不調か調整システムはどうあるべ性を有する第三者機関が調素は調整の手段のみ言及、 なお、論点 7 (1)② 職員に な性格、専門性は何か。いたな性格、専門性にであることのほか、 ・ 公務においては管理運営をあることから、 ・ 労使関係に関する専門的			

- 1 論点 6 (1) の調整 (交渉不調の場合の第三者機関による調整) を担うべき機関に 必要な性格、専門性は何か。
 - A案 使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者の三者をもって構成する。

(理由)

・ 労使の間に立ち調整を行うため、独立性、中立性、公平性を有する第三者機関であることが必要である。また、集団的労使関係に係る紛争の調整に関する知識・経験、公務に関する知識を有することが望ましい。

(メリット)

- ・ 三者構成とすることにより、公労使の専門的識見を出し合って、公益及び 労使の利益を適切に調和させた解決が図られると期待される。
- ・ 民間、現業公務員及び独法について現在機能し、実績を有しているシステムであり、制度としての実効性・安定性が期待できる。

(デメリット・留意事項)

- ・ 公務に関する知識を有している者を公労使の委員に加えることにより、公 務に関する知識を確保することが必要と考えられる。(中労委では、公労 使の委員について特定独法等担当の委員が任命され、公務に関する知識・ 経験も集積されている。)
- B案 公務員法制に関する専門的知識を有する公益委員のみをもって構成する。 (理由)
 - ・ 公務及び労使関係に関する専門的知識が必要なため、これらに通暁した専門家のみで構成する機関が担当するのが望ましい。

(メリット)

・ 労使の立場にとらわれずに、国民の眼から見て公正中立な判断を行うこと により、結果に対する国民・住民の理解が得られる。

(デメリット・留意事項)

- ・ 労使の意見が反映されにくく、実情に即した調整が行われないおそれがあ る。
- ・ 三者構成の中労委において、仲裁委員会は公益委員のみで構成されること に留意する必要がある。
- ・ 公務員法制に関する専門的知識を有する公益委員のみによる判断が、国民 の理解につながるか否かは十分な検証が必要である。
- 2 いかなる機関が担うべきか。(労働委員会か。あるいは、公務員を専管する別の機関か。)

A案 労働委員会が担当する。

(メリット)

- ・ 長年民間及び現業公務員の紛争調整を担当しており、当分野における専門 性がある。
- ・ 公務員事案専門の機関を単独で設置する場合と比較すると、コストが軽減できる。
- ・ 民間、現業公務員及び独法について現在機能し、実績を有しているシステムであり、制度としての実効性・安定性が期待できる。

(デメリット・留意事項)

・ 公務に精通している者を公益委員に加えることにより、公務員法制に関する専門性を付加することが必要と考えられる。また、使用者を代表する委

員、労働側を代表する委員に公務部門の各側から推薦された者を任命する ことが考えられる。(中労委では、現在でも、特定独法等担当委員を任命 し、現業公務員、特定独法の事案に対処している。)

・ 現在の中労委による調整事案の対応の実情(特に公務分野の調整事案では、 給与や勤務時間・休暇等の制度の問題より、基本給のベア率のような水準 の問題の取扱いが主)にも留意する必要がある。

B案 公務の紛争調整を担当する専門の機関を設置する。

(メリット)

- ・ 公務員の問題に精通する専門の機関が調整を行うことにより、調整の内容 について、より国民・住民や職員の理解を得ることが期待できる。
- ・ 公務独自の法制度となった場合には、民間等の労使紛争を調整している機 関とは別の機関が調整を行うことには一定の合理性がある。

(デメリット・留意事項)

- ・ 長年民間及び現業公務員の紛争調整を担当してきた中労委の紛争調整に関 する専門性を活かすことができない。
- ・ 公務の紛争調整を専管する機関を設置することに伴うコストについては、 現行の人事院制度に係るコストとあわせて検討する必要がある。
- 3 中央と地方ではどうするか。
 - ※ 論点 5(2)(3)に関わって、中央交渉、各府省交渉、地方交渉が行われる場合、 各交渉段階に応じた効率的な調整を行う必要があると考えられる。

なお、論点 7 (1) ②では、「地方で勤務する国家公務員や地方公務員に関する紛争調整をいかなる機関が担当するか(中略)について検討する必要がある。」と

されている。

※ 中央労働委員会と都道府県労働委員会の管轄に関する現行制度上の取扱い

中労委は、特定独法職員及び国有林野事業職員の労働関係に係る事件のあっせん、調停、仲裁及び処分について専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあっせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄することとされている。(労組法第25条第1項)

また、中労委は、労組法第5条第1項等の規定による都道府県労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもって再審査し、又はその処分に対する再審査の申立てを却下することができ、この再審査は、都道府県労働委員会の処分の当事者のいずれか一方の申立てに基づいて、又は職権で、行うものとするとされている。(同条第2項)

なお、中労委には、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員が置かれ、特定独法とその特定独法職員との間に発生した紛争、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中労委が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあっせん若しくは調停又は第24条の2第5項の規定による手続に参与することとされている。(労組法第19条の10第1項)

A案 国家公務員に関する紛争を調整する地方機関を各地域(ブロック単位等)に中央機関とは独立して設ける。

地方機関の構成、権限等は、中央に設ける機関と同様とする。

地方機関の権限は、中央機関に属する権限(判断の全国的統一性を要する事項) 以外で管轄区域内のみの事件を取り扱う。

(メリット)

・ 地方の実情に即した調整を行いやすい。

労働組合法(抄)

1266

・ 紛争処理を分散することができるため、B案よりも早期に紛争解決することができる。

(デメリット・留意事項)

- ・ 類似の紛争について、地方機関ごとで判断が異なることも想定さることに 留意する必要がある。
- ・ 複雑な利害の調整が求められることがらの性質上、区域を設けて管轄を区 切ることがよいか懸念する考えがある。
- ・ B案よりも組織の設置・維持に係るコストがかかる。
- ・ どういう場合には中央機関の管轄となり、どういう場合には地方機関の管轄となるのか(例えば、複数の省の本省のみに関わる全国的に重要な事案は中央機関が管轄するのか、地方機関(東京)が管轄するのか)整理が必要。
- ・ 地方によっては労使関係の専門家を委員として確保することが困難なとこ ろがあり得る。

B案 地方機関は設置せず、中央機関が地方における国家公務員に関する紛争調整も 管轄する。

(メリット)

- ・ 現業公務員について現在機能し、実績を有しているシステムであり、制度 としての実効性・安定性が期待できる。
- ・ 調整に関する統一性が確保できる。
- ・ 地方機関を設けないことによりコストが軽減できる。
- 労使関係の専門家を委員として確保しやすい。

(デメリット・留意事項)

- 地方の実情に即した調整を行いにくい。
- 中央での処理件数が増大し、紛争解決までに時間がかかるおそれがある。

他方、中央労働委員会の地方調整委員類似の仕組みを設ける場合には、あっせん、調停により、地方の実情に即した迅速な解決に資することが考えられる。

- ・ 地方支分部局等に勤務する国家公務員に係る労使紛争について、移動時間 及び交通費等といった手続において労使のコストが大きくなる。他方、中 央労働委員会の地方調整委員類似の仕組みを設ける場合には、あっせん、 調停については当該コストが軽減できる。
- 4 (論点 7 (1) 職員団体の活動を阻害する行為(団交拒否など)について、いかなる 救済の仕組みが必要か②の補足)
 - ※ 論点 7 (1) ②では、「地方で勤務する国家公務員や地方公務員に関する紛争調整 をいかなる機関が担当するか、一審制とするか二審制とするか等具体的な審査の あり方について検討する必要がある。」とされている。

(地方で勤務する国家公務員に関する紛争調整については上記3のとおり。また、地方公務員に関する紛争調整については論点16で検討。)

※ 労働組合法第25条第2項は、資格審査及び不当労働行為事件の審査について なされた都道府県労委の処分に対する中労委の再審査権を規定する。

再審査の結果、中労委は、都道府県労委の処分を完全に取り消し、これを承認 し、又はこれを変更する権限を有し、また、再審査の申立てを却下することがで きる。

なお、現在、特定独法等職員の労働関係に係る事件のあっせん、調停、仲裁及 び処分は、中労委の専属管轄に属する。(労組法第25条第1項)

以上から、資格審査及び不当労働行為事件の取り扱いについて、一審制とするか二審制とするかについて検討する。

・第 10 回 労使関係制度検討委員会 資料 1267 1 (抜粋)

• 労働組合法(抄)

·五訂新版 労働組合法 労働関係調整法 (厚生労働省労政担当参事官室編) P. 744 1266

1268

A案 一審制とする。

(メリット)

- B案よりも早期に紛争解決することができる。
- ・ 特定独法等の不当労働行為審査については、地方調整委員が関与しながら 事案を処理することにより、判断の全国統一性と地方の実情とが調和され たものとなっている。

(デメリット・留意事項)

・ 地方機関ごとで判断が異なった場合、B案のように判断の全国統一性の確保が図られる機会がない。(上記3のA案の場合)

B案 二審制とする。

(メリット)

- より慎重な審査が可能となる。
- ・ 資格審査及び不当労働行為事件の処分が準司法的・判定的なものであるため、その全国統一性を確保するという観点からは、二審制の方が優る。

(デメリット・留意事項)

- ・ A案と比べ紛争解決までに時間がかかるおそれがある。
- ・ 行政訴訟によって実質的に五審制となり、迅速性が失われるおそれがある ことに留意する必要がある。

【整理】

上記のとおり

論点整理表(案)

15 苦情処理システムのあり方

15 古情处理:	ンステムのあり	<u>//</u>			
論点番号	15	苦情処理共同調整会議など苦情処理の仕組みの設	置について、どのよう	担当委員 武藤委員	
		に考えるか。			
論点				参考資料名	頁
1. 民間における苦情処理について					
わが国にお	わが国においてもかなり多くの組合が協約上苦情処理手続を規定しているが、この			法」(第8版)平成20年 523	1213
手続は組合と	手続は組合と職制間における一、二段階の協議を定めるだけの簡単なものが多く、ま				
た対象たる	「苦情」の内容	もその解決基準も、漠然としたものとなっている。🤄	実際に		
も、長期雇用	ラシステムを中	核とする企業共同体のなかで、この苦情処理手続は	あまり		
利用されず、	利用されず、企業別組合も、人事、懲戒、合理化などに関する個別的な問題について				
は、事前の労	は、事前の労使協議手続や事後の団体交渉によって対処しようという傾向があった。				
この苦情処	型理制度は、そ	もそもアメリカにおいて発達し、戦後GHQによって	て日本 大橋茂二郎編	「逐条地方公営企業労働関係	1269
に導入された	こものである。	アメリカにおいては、この苦情処理制度の普及率が高	高く労 法解説」昭和 4	15年 112頁	
働協約を締結	苦しているもの	の九○%以上が、この制度を設ける旨規定している。	こいわ		
	• •	ては、いまだこの制度は十分に活用されていないよう			
	- ,	は、労働組合の組織問題である。我が国の労働組合に			
		立してそれぞれ機能を営んでいるが、欧米の場合は産			
		定はこれを産業別組合が一手に請負い、設定された党			
		理は、これを各単組が請負うという方法により、機能			
		、我が国の労働組合の場合は、機能が分化されていた。			
		しようとする点にある。第二は、組合員自身の意識が			
		提起すると、使用者からにらまれるのではなかろうだ			
う意識が存在	Eすることによ	り、苦情があっても、その申出をしないということで	ある。		

これ等の理由によりわが国においては苦情処理制度があまり利用されていないようである。

○ 平成16年労使コミュニケーション調査

(調査対象:常用労働者 30 人以上を雇用する民営事業所から一定の方法により抽出 (厚生労働省) された約 4,000 事業所)

(1) 苦情処理全般について

- (ア) 苦情処理制度の必要性の有無についてみると、「必要である」とする事業所 割合が84.2%、「必要ではない」15.8%となっている。企業規模別では、概ね 規模が大きいほど、「必要である」とする事業所の割合が高くなっている
- (イ) 苦情処理はどのような場、方法で行われるべきかをみると、「上司が相談に のる」とする事業所割合が 66.9%、「人事担当者との話し合い」40.3%となっ ている
- (2) 苦情処理機関の有無

苦情処理機関が「あり」とする事業所割合は23.2%となっている。 企業規模別では、規模が大きいほど苦情処理機関「あり」とする事業所の割合 が高くなっている。

(3) 過去1年間の苦情内容

過去1年間に苦情処理機関への苦情申し立て「あり」の事業所(44.3%) について、どのような苦情が申し立てられたかをみると、「日常業務の運営等に 関すること」とする割合が61.4%、「賃金、労働時間等労働条件に関するこ と」47.5%、「人間関係に関すること」46.7%と高くなっている。

(4) 苦情処理の解決状況

苦情処理機関での苦情処理の解決状況をみると、「話を聞いて納得したものが多い」としている事業所割合が47.4%、「実際に救済・解決に至ったものが多い」44.0%、「解決されない苦情が多い」3.4%となっている。

(5) 苦情処理機関に最も期待する役割

平成16年労使コミュニケーション調査 (厚生労働省)

1273

苦情処理機関「あり」の事業所において、苦情処理機関に最も期待する役割を みると、「労使間の意思の疎诵に役立つ」及び「労働者の職場への信頼度が増す」 とする割合がそれぞれ28.6%、「健全な労使関係により生産性を向上させる」 が26.1%、「人事等の評価、査定の公平性、納得度を高める」が13.3% となっている。

2. 現業国家公務員(一般職)の苦情処理

現業職員については、労働条件に関する職員の苦情は、苦情処理共同調整会議に|苦情処理に関する協約(国立印刷局、国有林 | 1280 よって処理することとされている。

苦情処理共同調整会議は、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第 12 条 及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第 13 条に規定され、職員の苦情を適 当に解決するため、職員と当局それぞれを代表する者同数をもって構成され、この 組織その他苦情処理に関する事項は、団体交渉で定めることとされている。

本制度は、争議または紛争とまではいかない日常の労働条件から生ずる労働者の 個人的・集団的不平あるいは不満を、団体交渉によらずに、実情に即して自主的・ 平和的かつできるだけ速かに簡便に解決することを目的とするものである。

(参考)

- ○昭和44年度から昭和46年度まで(3年間)の苦情処理件数 新規申告件数 1427 件、昭和 43 年度からの繰越分 1140 件。合計 2567 件。
- ○過去5年間の苦情処理共同会議の開催実績 国立印刷局は開催実績なし。国有林野は地方1回、地方支部2回。
- 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律 (苦情処理)

第12条 特定独立行政法人等及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、特定

野事業、旧郵政事業)

労働省労政局労働法規課「労使関係法運用 1298 の実情及び問題点 | 昭和52年

独立行政法人等を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

- 2 苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項は、団体交渉で定める。
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律 (苦情処理)
- 第 13 条 地方公営企業等及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、地方公営 企業等を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同 調整会議を設けなければならない。
- 2 苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項は、団体交渉で定める。
- ▽ 「苦情」とは、職員の個々の日常の労働条件についての法律上または事実上の不 平・不満のことである。日常の労働条件に関する法令、労働協約、就業規則などの 解釈適用についての不平・不満および作業場の用具または施設の不備などについて の不平・不満などがそれである。これらの不平・不満を放置すれば、その労働関係 を不明朗にするのみならず、職員の日常の利益が保護されないことになる。しかも、これら不平・不満の解決を、団体交渉によって図ることは、事案の性質上適当では なく、むしろ個人的な不平・不満の発生の都度、簡易な手続で迅速に実情に即して 処理することが望ましいので、このような制度が発達したのである。公共企業体等 の職員の労働条件については、労働協約、就業規則などにより、おおむね基準が定

められているが、それらによっても規定されていない日常の細部にわたる作業条件 についての職員の不平・不満は、労使間の団体的対立である労使紛争とは異なる。 それゆえ、苦情の解決を目的とする苦情処理は、紛争の調整をめざす団体交渉とは、 おのずから区別される。

「その他苦情処理に関する事項」とは、苦情処理共同調整会議の組織のほか、同|公労法、地公労法(峯村光郎)1974年 110 | 1305 会議が関係者の出頭や報告を請求するなど、苦情の解決をするにあたって行使できし貢 る権限、関係者の申立権、異議申立権および申立期間、申立の対象事項の範囲およ び運用の細目、すなわち会議を構成すべき委員の選任・任期・会議の招集および会 議の運用に必要な議事手続のほか、会議の決定内容の実現方法など、ひろく職員の 苦情を調整するという任務を果すために必要な諸手続をいう。

3. 非現業国家公務員(一般職)における対応

非現業職員については、人事院が、国家公務員法第86条に規定されている勤務 | 国家公務員法第86条から第88条 条件に関する行政措置の要求、一般職の職員の給与に関する法律第 21 条に規定さ 一般職の職員の給与に関する法律第 2 条第 れている給与の決定に関する審査の申立てのほか、勤務条件その他の人事管理に関 6 号及び第 21 条 する職員からの苦情相談(人事院規則13-5)により対応している。

また、各府省においては、セクハラに関する苦情相談(人事院規則10-10第 8条)、人事評価に関する苦情相談等(人事評価の基準、方法等に関する政令他) のほか、それ以外の事案についても対応している。

【参考】

- 勤務条件に関する行政措置の要求は、昭和22年の国家公務員法成立当時(協 約締結権が認められていた。)から設けられていた。
- ・ 給与の決定に関する審査の申立ては、昭和24年より人事院が処理することと された。

人事院規則 13-5

1306

・ 職員からの苦情相談は、行政措置の要求に至る前段階の対応として従前から人 事院が受けてきたが、平成12年に人事院規則によって手続等が整備された。 (1)人事院による苦情の処理等に関する仕組み		
① 行政措置要求制度(国公法第86条-88条、人事院規則13-2) 行政措置要求の制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事院が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たることで、職員が勤務条件の積極的な改善と適正化を能動的に求めることを保障するものである。事案の処理に当たっては、判定によりその判断を示すことを基本に処理を進めることとしているが、場合によっては、要求内容、事案の性質等に応じてあっせん等により解決を図っている。	平成 20 年度年次報告書(人事院)	1312
② 不利益処分審査制度(国公法第90条-92条、人事院規則13-1) 不利益処分についての審査制度は、職員からその意に反して降給、降任、休職、 免職その他著しく不利益な処分又は懲戒処分を受けたとして審査請求があった 場合に、人事院が、事案ごとに公平委員会を設置して審理を行わせ、公平委員会 が作成した調書に基づき、処分の承認、修正、又は取消しの判定を行うものであ る。	平成 20 年度年次報告書(人事院)	1309
③ 給与決定に関する審査の申立て(一般職給与法第21条、人事院規則13-4) 給与の決定に関する審査制度は、給与の決定(俸給の更正決定を含む。)に関 して苦情のある職員から審査の申立てがあった場合に、人事院が事案を審査した 上で、決定という形でそれに対する判断を示すものであって、規則13-4(給 与の決定に関する審査の申立て)に定められた審査手続に従って行われている。	平成 20 年度年次報告書(人事院)	1314

④ 災害補償の実施に関する審査の申立て、福祉事業の運営に関する措置の申立て 平成 20 年度年次報告書(人事院) (災害補償法第24条、第25条、人事院規則13-3)

災害補償の審査制度は、実施機関の行った公務上の災害又は通勤による災害の認定、治癒の認定、障害等級の決定その他補償の実施について不服のある職員等から審査の申立てがあった場合に、また、福祉事業の審査制度は、福祉事業の運営について不服のある者から措置の申立てがあった場合に、それぞれ人事院が事案を災害補償審査委員会の審理に付した上で判定を行うものである。

⑤ 苦情相談制度(人事院規則13-5)

苦情相談制度は、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事院が指名した職員相談員が職員に対し助言を行うほか、関係当事者に対し、人事院の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものであって、人事院規則 13-5 (職員からの苦情相談) に定められた手続に従って行われている。

(2) 各府省における苦情の処理等について

現在、各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、相談員を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならないものとされている(人事院規則10-10第8条)。

しかし、セクハラ以外の事案(職員の任用、給与、勤務時間及び服務等)については、法令上、体制整備の根拠規定がないため、対応は、各府省に委ねられているところである。

各府省における苦情相談については、「人事管理関係」や「いじめ等人間関係」 等に関する苦情について、各府省の相談窓口により当事者や関係者からの事情聴取

平成20年度年次報告書(人事院)

1314

1312

等が行われ、必要な対応措置が概ね迅速にとられている。

なお、平成 21 年度から施行された、国家公務員法に規定されている人事評価については、「人事評価の基準、方法等に関する政令(平成 21 年 3 月 6 日政令第 31 号)」及び「人事評価の基準、方法等に関する内閣府令(平成 21 年 3 月 6 日内閣府令第 3 号)」に基づき、各府省において、苦情相談(簡易・迅速な処理)及び苦情処理の仕組みを設けることとなっている。所轄庁の長は、苦情への対応方法について、各府省の人事評価実施規程で概ね以下のような内容を定め、その内容を職員に周知することとなっている。

①苦情相談

各部局単位等に、苦情相談員(評価者の上位者や各部局総括課職員等)を設け、 口頭、電話等による申出に基づき、人事評価に関する苦情全般について簡易・迅 速な処理を行う。

②苦情処理

本府省・各地方支分部局等に、苦情処理窓口及び審理機関等(人事当局等に担当 部署を設けること又は実施権者が指名する者で構成する苦情処理委員会のよう な合議体)を設け、書面による申出に基づき、開示された評価結果に関する苦情 及び苦情相談で解決されなかった苦情について、所定の手続に則り処理を行う。

4 苦情処理の仕組みについてどのように考えるか

- ※ 苦情処理の仕組みは、職員個々の日常の勤務条件についての不平不満を団体交渉によらずに、迅速かつ平和的に解決することを目的に設けることとする。
- ※ 「苦情」とは、日常の労働条件に関する法令、労働協約や就業規則(労働法制を 適用した場合)などの解釈適用についての不平・不満および作業場の用具または 施設の不備などについての不平・不満などを想定する。

- ※ 勤務条件に対する不平不満を明らかにすることについて、相談者に心理的抵抗が 生じないよう利用しやすい仕組みにする必要がある。
- ※ 職員団体制度をどのようにするのかについてはこれを廃止し、労働組合とする等様々な選択肢があり得るが、ここでは「職員団体」と表記する。(職員団体制度の 在り方については、別途、論点5-(4)、論点12において検討。)

A案 苦情処理共同調整会議と同様の仕組みを設ける。

当局代表と職員代表が同数により構成する、職員の苦情を解決するための会議の設置を当局及び職員団体に法律上義務付ける(特労法に規定する苦情処理共同調整会議と同様)。この場合、苦情処理の対象に非組合員が入るかは団体交渉で定めることにする。

(メリット)

- ・ 職員の日常的な苦情を迅速かつ平和的に解決する仕組みとなり、労使間の決定 的対立・抗争にまで発展することを防止することにつながる。
- ・ 当局側・職員団体側双方の議論の下で、個々の職員の不平・不満の解決に努めることにより、協約等の解釈や職員の勤務条件の現状等に関する共通認識が深まり、自律的労使関係の構築に資する。
- ・ 設置することを法定することにより、安定的な運用が期待できる。
- ・ 現業公務員について現在設けられているシステムであり、制度としての実効性・安定性が期待できる。

(デメリット・留意事項)

- ・ 中央で一つとするのか、府省毎に設けるのか、地方支分部局での対応はどのようにするのか、検討する必要がある。
- ・ 当局と協約を締結していない職員団体の組合員、非組合員及び協約締結権を付与されない職員の勤務条件に関する苦情処理についてどのように対応するのか検討が必要である。なお、三公社四現業の時から、非組合員の苦情も取り扱っ

ているというのが実態である。

- ・ 苦情処理の仕組みの運営に新たにコストが生じるほか、個々の職員団体ごとに 設けた場合には、更に多くのコストが生じることが想定される。(以下B案~D 案で共通)
- ・ 団体交渉や労使協議制で処理すべき事項との切り分けを含め、苦情処理の仕組 みで取り扱う対象事項は何か、対象事項に制限を設けることとするか(管理運 営事項に該当する事項を扱うか否か等)、あるいは対象事項を職員自身の利益の 保護につながる事項全般とし、対象事項に制限を設けないこととすべきか等に ついて検討が必要である。
- ・ 人事院における行政措置要求制度や苦情相談制度等、各府省において行われている苦情相談等の既存の仕組みを引き続き存置することとするのか等について労使間で検討が必要である。なお、協約締結権を付与されている特定独法等の職員には行政措置要求制度が適用されていない。また、協約により決定された勤務条件に関して行われる苦情処理については、使用者側が一方的に判断すべきものではないことに留意する必要がある。
- ・ 苦情処理のための会議の組織、権限、運用の細目等については、現業公務員と と同様に団体交渉によって協約で定めることが考えられるが、この場合、府省 間で制度が異なった仕組みとなる可能性がある。このため中央交渉で一つの組 織とすることも考えられる。
- ・ 政府内で統一的に運用するため、苦情処理のための会議の組織、権限、運用の 細目等については、法令で定めることも考えられる。
- ・ 苦情処理のための会議の開催等、その運営に係る事務を勤務時間中に行えることとするか、整理が必要である。
- B案 民間と同様、労使自治の原則に基づき労使間の合意により苦情処理機関の設置 について決定する。(苦情処理機関の設置を義務付けない。)

協議により設置した場合、苦情処理の対象に非組合員が入るかは団体交渉で

定めることにする。

(メリット)

- ・ 労使の合意に基づき設置されることになり、自律的労使関係の趣旨に沿っている。
- ・ 法律で設置を義務付けないことにより、労使間の工夫により、より柔軟な仕組 みを構築できる可能性がある。

(デメリット・留意事項)

- ・ 当局と協約を締結していない職員団体の組合員、非組合員及び協約締結権を付与されない職員の勤務条件に関する苦情処理についてどのように対応するのか検討が必要である。なお、三公社四現業の時から、非組合員の苦情も取り扱っているというのが実態である。
- ・ 民間でも必要性は高いとしているものの、実際に設置されていない事業所が多いことからも伺えるように、現実的には設置することのハードルは高いことが想定され、交渉や、労使協議により処理されることが想定される。この場合には、設置のメリットとされることが実現できないことになる。
- ・ 現業国家公務員について現在採用されているシステムと異なる。
- ・ 人事院における行政措置要求制度や苦情相談制度等、各府省において行われている苦情相談等の既存の仕組みを引き続き存置することとするのか等について検討が必要である。
- C案 何らかの方法で職員の代表を選出し、当該職員の代表が当局代表とともに苦情 処理を行う。

この場合には、組合員だけではなく、非組合員、協約締結権が付与されていない職員も含めて対象になる。

(メリット)

- ・ 各事業単位において職業生活関係をともにする職員が苦情を処理することにより、当該関係における多様な苦情について、より適切かつ実態に即した処理が可能となる。
- ・ 職員団体組織がない職場や組織率が低い職場においても、苦情処理を行うこと ができる。
- ・ 警察や刑事施設職員等に対する団結権の制限を仮に維持するとしても、職員代表は制度化可能であり、これらの職場においても苦情処理が可能となる。

(デメリット・留意事項)

- ・ 職員団体が果たす役割と職員代表制度が果たす役割について整理する必要がある。
- ・ 日本にはなじみのない制度であり、公務員だけに導入することについて国民や 住民の理解が得にくい。
- ・ 職員代表制度は産業別組合が主流となっているヨーロッパで発展した制度であり、企業別組合が中心のわが国においては企業別職員団体が果たすべき機能との整理が難しいと考えられる。
- ・ 人事院における行政措置要求制度や苦情相談制度等、各府省において行われている苦情相談等の既存の仕組みを引き続き存置することとするのか等について検討が必要である。

D案 第三者機関が苦情の処理に当たる。

労使から中立的な第三者機関が、勤務条件に関する苦情を処理する。この場合には、組合員だけではなく、非組合員、協約締結権が付与されていない職員も含めて対象になる。

※ 第三者機関を新規に設置するのか、既存の組織に権限を追加するのか等第 三者機関のあり方については別途検討が必要である。

(メリット)

- ・ 組合員以外も含め、非現業職員全体を対象とした制度とすることができる。
- ・ 労使間ではなく、中立な第三者機関が処理することにより、公正で客観的な判 断がなされ、当事者の納得性が高いと考えられる。
- ・ 協約以外で決められた勤務条件についても公正で客観的な判断がなされる。
- ・ 苦情の処理を一つの第三者機関が行うのであれば、同様の苦情の処理について 統一性が図られる。

(デメリット・留意事項)

- ・ この案における苦情処理は、協約および協約以外で決められた勤務条件に関して行うことになる。労使間で決めた勤務条件について、第三者機関がどのような立場で、何に基づいて判断をするのか、第三者機関の位置づけを整理する必要がある。
- ・ 労使間で解決できなかった苦情について、第三者機関が処理をすることは考えられる。
- ・ 人事院における行政措置要求制度や苦情相談制度等、各府省において行われている苦情相談等の既存の仕組みを引き続き存置することとするのか等について検討が必要である。
- ・ 苦情処理を第三者機関に委ねることにより、労使双方が職場における問題処理 に消極的となり、自律的労使関係の構築を阻害するおそれがある。

E案 苦情処理の仕組みを新たに設けることは行わない。

現行においても、人事院における勤務条件に関する行政措置要求制度、不利益処分審査制度、苦情相談等が設けられているほか、各府省においても苦情相談が行われている。また、人事評価については、各府省において、苦情相談及び苦情処理の仕組みを設けることとなっている。したがって、新たな制度は不要である。

(メリット)

・ 組合員以外も含め、非現業職員全体を対象とした制度とすることができる。

- ・ 現行制度を大きく変える必要がない。
- ・ 苦情処理の仕組みを創設、運用するコストがかからない。
- ・ 労使間でなく、中立な第三者機関である人事院が処理することにより、公正で 客観的な判断がなされると考えられる。
- ・ 協約以外で決められた勤務条件についても公正で客観的な判断がなされる。
- ・ 一つの機関で処理することより、同様の苦情の処理について統一性が図られる。

(デメリット・留意事項)

- ・ 交渉で勤務条件を決定することとなった場合、人事院のあり方や現行制度の下で行われている行政措置要求制度等のあり方についても検討すべきと考えられる。
- ・ この案における苦情処理は、協約及び協約以外で決められた勤務条件に関して 行うものである。労使間で決めた勤務条件について、使用者としての各府省が 一方的に判断することは適当ではなく、どのような立場で、何に基づいて判断 をするのか、その位置づけを整理する必要がある。
- ・ 協約締結権を付与されている特定独法等においては、行政措置要求制度は適用 されていないことに留意する必要がある。
- ・ 勤務条件を協約で決める場合において、職場における苦情処理に職員団体が関 与しない仕組みは、自律的労使関係の趣旨に沿わないと考えられる。
- ※ 人事評価制度については、平成21年4月1日から施行されている。人事評価は、10月1日から翌年9月30日までの期間を単位とし、毎年実施することとされている。

(A案~E案を通じた留意事項)

苦情処理を従来のように労使関係の中で処理すると考えるのか、個人の個別の問題を中心に処理するものと考えるのかで制度設計は変わってくる。個別の苦情処理につ

いては労使間において処理するというよりは、中立的、専門的な立場からの判断が必要なケースがある。どのような苦情処理制度を構築するにせよ、最終的には中立・専門的知見を持った第三者が判断または関与するような仕組みを設けないとしかるべく活用されない可能性がある。	
【整理】 上記のとおり	